薬第1578-4号

平成30年12月19日

各関係団体長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第９条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第９条第１項の規定に基づき、平成30年12月19日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いします。

記

１．知事指定薬物

次に掲げる３物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第９条第１項に規定する知事指定薬物に指定しました。

1. ２―（｛［２―（４―エチル―２，５―ジメトキシフェニル）エチル］アミノ｝

メチル）フェノール及びその塩類

【通称名】２５Ｅ―ＮＢＯＨ、２Ｃ―Ｅ―ＮＢＯＨ

1. キノリン―８―イル＝１―ペンチル―１Ｈ―インダゾール―３―

　カルボキシラート及びその塩類

【通称名】ＮＰＢ―２２

（３）３―［１―（１―ピペリジニル）シクロヘキシル］フェノール及びその塩類

　　【通称名】３―ＨＯ―ＰＣＰ、３―ＯＨ―ＰＣＰ、３―Ｈｙｄｒｏｘｙ―ＰＣＰ

（４）（１）から（３）までに掲げる物のいずれかを含有する物

２．施行期日

平成30年12月20日

大阪府健康医療部

薬務課麻薬毒劇物グループ

　TEL:06-6941-9078（直通）

　FAX:06-6944-6701